

令和2年度

事業計画(案)

【はらまちひばりワークセンター】

《経営方針》

我が国は、全体として人口減少や超高齢社会を向かえ、あらゆる産業基盤が脆弱化しており、地域社会、経済が急速に変化しております。

また東日本大震災をはじめとする大規模地震や風水害などによる復興に向けて着実に前進しているものの、地域の経済や生活は未だ道半ばの状況にあります。来年3月で震災から10年目という節目の年を迎えますが、当法人にとっても3事業所が合併設立され来年で10年になります。社会の変化や法制度の変革により様々に変化して来ましたが、個人の尊厳の遵守、利用者の意思の尊重など、法人の基本理念に基づき透明で開かれた施設運営を目指します。

こうした中、誰も予想もしていなかった新型コロナウイルスの発生により世界中で社会経済や生活などで今後の影響が懸念されます。

そのため事業所運営も行先は不透明で、当法人に対する企業からの受注量、単価とも減少になるなど、今後とも厳しい状況が続くものと予想され今後の事業経営にとっては大変難しいものになると思われまます。

以上の状況に対し、事業運営としては常に経費の見直しを進めるとともに、より一層の創意と工夫を行いながら社会的支援を必要とする方々の活動の場を提供するなど、共通の福祉のあり方を相互に共有し合い、安定する支援サポートの構築と充実を目指し、引き続き効果的に展開して行くことといたします。

1、事業方針

一般企業の雇用に結びつかなかった方々に就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、将来社会で活躍することが出来るよう一般就労への移行の支援を積極的に行うものとする。

(事業ポイント)

前年度の反省に立ち、当地区の現況をしっかりとらえ、当事業所としてのサービス提供支援に無理のない身の丈にあった事業運営に努める。

(1) 働く喜びと楽しみを感じとれる日々の提供に努める。

- ・安定した給付が出来るよう作業のバランスを考え、その対応に努力する。
- ・健康で休まずに通うことが大切なことで評価されることを知らせる。
- ・事業所自体が互いに思いやり、協力し、助け合うことが生活の楽しみにつながることを知らせる。

- ・将来企業等の雇用に結びつくよう事業所訪問見学を行うなど就労のための支援を行う。

(2) 送迎サービスの安心と安全

事業展開の流れから需要が増大していくものと想定できることから、事業運営では十分に検討し配慮しつつ、当事業所に合った事業を展開する。

(3) 月1度の「おたのしみ会」や年一度の慰労も兼ねた「社会見学旅行」を実施し、楽しさを体験させ生活意識を高めさせる。

(4) 利用者数の確保を図り安定した事業所運営に努めるため、新たな作業の開拓、立上げの可能性を探るなどのほか、経費の節減にも創意工夫して工賃アップにつなげる。

2、職員の処遇改善及び資質向上

- ・職員の定着を図るため、平成28年度から国の補助事業である「福祉・介護職員処遇改善」に取り組んでおり、引続き賃金はじめ就業規則の整備を進め働きやすい環境づくりに努める。

- ・平成29年度から県社会福祉協議会々員に加入したのを機会に職員の資質向上を図るため、職員は年一回以上研修を受講するような積極的に参加するようにし、その復命を兼ねた研修報告会を設ける。

3、リスクマネジメント関係

- ・事業所内外の防災安全については、日頃から徹底した防災意識を持ち、設備を含め周辺防災にも気を配り、安心して事業運営が取り組めるよう防災訓練を年2回以上行うとともに日々の防災設備点検等を実施する。

- ・事故の防止には十分な対策を講じているが、万が一緊急事故が発生した場合、速やかな連絡体制を整え、行政機関や利用者、家族に対し対処する。

4、情報の収集及び発信

- ・苦情解決委員会及び虐待防止委員会による法人の活性化につなげる。

- ・法人情報を的確に伝えるとともに顧客ニーズの把握に努めるため、定期的な会報発刊やHPづくりなど広報事業について実施に向けた努力をする。

- ・健康福祉まつりや地域交流会などの諸行事には、積極的に参加し地域社会と共存を図る。

- ・地域において他所との連携や情報交換を密にして情報を共有する。

5、その他

事業所としての今後の運営等に関する展望するなど、その対応策を常に講

じて行かなければならない。

【 相談支援事業所 はらまちひばり 】

《事業方針》

社会的支援を必要とする方々に対して、就業・生活の相談に応じ社会生活での生活ができるよう、各福祉サービスの情報の提供、個別ワークのサポートにより生活意欲の増進と安心に努める。

1. 特定相談支援事業（サービス等利用計画作成）

（1）事業概要

- ①計画相談支援
- ②基本相談支援

（2）対象者

- ①計画相談については、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病者
- ②基本相談については、障害者及びその保護者又は介護者

（3）内容

①計画相談支援

○「サービス利用支援」

支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成。

○支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整。

○「継続サービス利用支援」

支給決定後、厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画の見直しを行う（モニタリング）。

○サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

②基本相談支援

すべての障害児及び、その保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

2. 南相馬市障がい者等相談支援事業

（1）障がい者相談支援事業

①福祉サービスの利用援助

- ・サービス情報の提供及び利用援助、要援助
- ・介護相談その他のサービスの利用目的

②社会資源を活用するための支援

- ・施設、事業の紹介

- ・福祉機器等の利用助言、指導
- ・コミュニケーション支援
- ・住宅に関する相談
- ・生活情報の提供等
- ③社会生活力を高める支援
 - ・家族関係、人間関係に関する支援
 - ・身だしなみ、健康管理等の指導
 - ・家事、家庭管理の指導、助言
 - ・趣味、余暇活動等社会参加に関する支援
 - ・生活情報の活用に関する支援
- ④ピアカウンセリング
 - ・障がい当事者による相談
 - ・サービス提供事業所による相談
- ⑤権利擁護のために必要な援助
 - ・金銭管理の利用に関する支援
 - ・成年後見制度利用に関する支援
- ⑥専門機関の紹介
 - ・障がい者サービス等に係る専門機関の照会
- (2) 相談支援機能強化事業
 - ①専門的な知識を必要とする困難ケース等の対応
 - ②自立支援協議会を構成する他の相談事業者との連携
 - ③市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案したサービス利用計画の作成
- (3) 障がい支援区分認定調査業務
 - ①障害福祉サービスを受けようとする障がい者等の調査
- (4) 自立支援協議会との連携
 - ①市が設置する地域自立支援協議会との連携
 - ②市が設置する地域自立支援協議会専門部会の運営
- (5) 住宅入居等支援
 - ①不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主との入居契約手続き支援
- 3. 質の向上にむけて
 - 研修会、勉強会への参加。
 - 苦情解決体制の整備。
- 4. 地域課題への取り組み
 - 毎月開催される市内の相談支援事業所連絡会に参加し、地域課題について検討する。